で、組合側では之が對策を構ずることゝなり越へて十八日午後二時次の要求書を提出せり。

要　求　書

1、宮本平の治療費全額負擔のこと

2、慰藉料支給のこと

3、將來暴力行爲を爲さゞること

4、今回の事件に關し炭坑側より組合に對し遺憾の意を表すること

炭坑側では右要求に對し前〃回同樣之を拒絶したので組合側では別紙告訴狀を福岡地方裁判所檢事局に提出し且つ態度決定の爲總同盟伊藤九聯會長訪問意見を求めたるに、同會長は本件發生の原因となれる採炭夫森田某の行爲正しからざるを

財團法人 協調會福岡出張所